

下水道制度について

* 排水設備工事について

□ 私たちの家庭や工場、事業所から出る汚水を公共下水道へ流しこむために必要な排水管や汚水ますを排水設備といいます。

□ 建物から公共汚水ますまでの接続工事は、市の指定した「指定業者」でなければ施工できません。

工事の申込みは、直接、「指定業者」にその旨連絡しますと業者が伺い設計見積りを行い工事契約が成立します。

確認申請など、あなたに代わって手続きも行ってくれます。

* 排水設備の修理について

□ 排水設備や水洗トイレが故障したり詰まった場合は、施工した指定業者に連絡して下さい。なお、この場合の修理にかかる費用は自己負担となります。

* 下水道使用料について

□ 各家庭で使った後の汚れた水を処理場できれいにするための費用や、下水道管・公共ますを掃除したり、壊れたところを直す費用などに使うために、下水道を利用している方に使用料を納めていただきます。

現行の下水道料金は平成19年度に改正したものです。現在、基本水量10立方メートルの使用料金は、2,440円。水道使用料と同様に使用量の少ない家庭には、8立方メートルの基本料金を設定して負担の軽減をします。